

今年度固定資産税きまる

第一期分の納期は五末日まで

四十八年度の固定資産税、都市計画税がきまりました。近く、納税通知書をお手許へお届けします。

固定資産税の納税義務者は昭和四十八年一月一日現在、土地家屋の所有者として土地登記簿、家屋登記簿および土地・家屋の補完課税台帳に登記または登録されている方及び償却資産の所有者として償却資産課税台帳に登録されている方です。

したがって、たとえば一月二日に所有権を移転した場合でも前の所有者が納税義務者になります。今年度は種々の事情から第一期の納期限は一月三十一日になっております。そこで納税通知書に記載されている税額はどのようにして算定されているかを説明いたします。

税額の計算方法

課税標準額を基礎に算定

四十八年度の固定資産税および都市計画税の税額は、それぞれ課税標準額に固定資産税は百分の一・四、都市計画税は百分の〇・二の税率を乗じた額です。

したがって税額の算定方法をくわしく知るためには課税標準額がどのようにして算定されているかを理解する必要があります。

固定資産税の課税標準額

課税標準額は原則としてその資産の価額(評価額)ですが、農地以外の土地の課税標準額は、このたびの地方税法の改正によって今年から住宅用地と非住宅用地に大別され算定方法が違ってくるようになります。

(この内容は別項の「地方税法の改正」の要点をごらんください)

新築家屋の税額を軽減

床面積が100㎡以下に適用

昭和四十五年一月二日から、昭和四十八年一月一日までの間に新築した家屋については課税標準額に基づいて算定した税額を次のように軽減します。

ただし1㎡あたりの価格が一定額をこえる場合は軽減されません。

床面積が100㎡(三〇・二五坪)以下の専用住宅は固定資産税額

を二分の一に軽減します。また人の居住の用に供する部分の床面積がその家屋全部の床面積の二分の一以上で、しかも居住部分の床面積が100㎡以下の併用住宅(店舗付住宅)は専用住宅と同じように軽減します。その他三階以上の中高層耐火建物の専用住宅、併用住宅についてもそれぞれ軽減します。

都市計画税の課税標準額

都市計画税の課税標準額は、土地、家屋ともにその評価額です。なお都市計画税の納税義務者は市街化区域内にある土地および家屋の所有者です。

以上課税標準額について簡単に説明しましたが、課税標準額

地方税法を改正

住宅用地の課税標準額に特例

50年度から評価額の1/2に

このたび固定資産税に関する地方税法が改正されましたので、要点を説明いたします。

住宅用地については課税標準額の特例が定められ、住宅用地の課税標準額は昭和五十年から評価額の二分の一の額になります。

しかし昭和四十八年度と昭和四十九年度については昭和四十七年度に引き続き負担調整措置

負担調整のしかた

固定資産税の課税標準額は原則として評価額ですが、土地の場合は評価額がかなり上昇しているのをそのまま課税標準額にして課税しますと、皆さんが負担する税金が急激に増えることになります。

そこで、この急激な税負担の増加をやわらげるために昭和四十七年度から前年度の課税標準額に一定の率(負担調整率)を乗じて、その年の課税標準額を算定する調整措置が毎年とられています。

表1 負担調整率

48年度の評価額 38年度の評価額	負担調整率
3倍未満	1.1
3倍～8倍未満	1.2
8倍～25倍未満	1.3
25倍以上	1.4

固定資産税の課税標準額は原則として評価額ですが、土地の場合は評価額がかなり上昇しているのをそのまま課税標準額にして課税しますと、皆さんが負担する税金が急激に増えることになります。

そこで、この急激な税負担の増加をやわらげるために昭和四十七年度から前年度の課税標準額に一定の率(負担調整率)を乗じて、その年の課税標準額を算定する調整措置が毎年とられています。

表3

法人が所有する非住宅用地(第1図参照)

○48年度の課税標準額
評価額 $\times \frac{1}{3}$ (評価額-現行の負担調整措置による48年度の課税標準額)

○49年度の課税標準額
評価額 $\times \frac{1}{3}$ (評価額-現行の負担調整措置による48年度の課税標準額)

個人が所有する非住宅用地(第2図参照)

○48年度の課税標準額
住宅用地と同じように負担調整措置により算出

○49年度の課税標準額
評価額 $\times \frac{1}{2}$ (評価額-48年度の課税標準額)

第3図 住宅用地

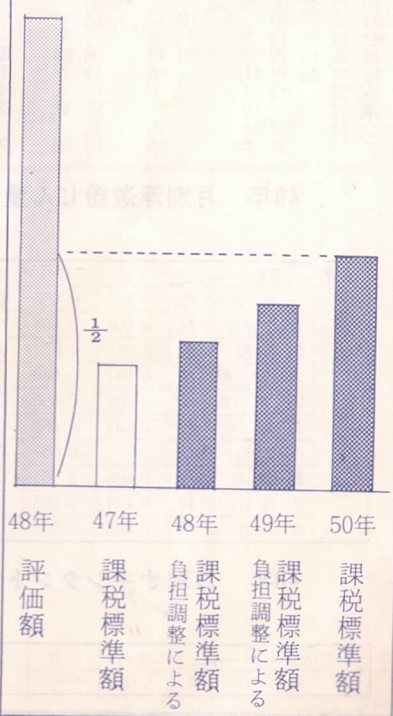


表2

〔宅地の課税標準額の算出例〕

38年度の評価額	100,000円
48年度の評価額	1,000,000円
47年度の課税標準額	400,000円

〔算出方法〕

$$\frac{48年度の評価額}{38年度の評価額} = \frac{1,000,000}{100,000} = 10倍$$

表1より負担調整率は1.3となります。

(イ) したがって48年度の課税標準額は
 $400,000 \times 1.3 = 520,000円$
(47年度の課税標準額) (負担調整率) (48年度の課税標準額)
となります。

(ロ) しかし、この負担調整措置による課税標準額は、評価額(1,000,000円)の2分の1をこえていますから、この宅地が住宅用地の場合は評価額の2分の1の額の500,000円が48年度の課税標準額になります。

(ハ) また、法人が所有している非住宅用地の場合は、
 $1,000,000円 - \frac{1}{3}(1,000,000円 - 520,000円)$
(評価額) (評価額) (負担調整措置による課税標準額)
 $= 680,000円$ が48年度の課税標準額となります。

市税は市民生活に直結し

豊かな住みよい街づくりに貢献

市税は市民の皆さんがお互いの充実等の主な事業のほか数多くの施設を進めていくための財源として、市ではこの市税を財源として大分市をより住みよく、より豊かにし、市民福祉の向上を図るために役立させています。

本年度の市税は一般会計予算の四十七・三兆を占める約八十三億円を計上し、これに国、県補助金を合算して次のような事業を進めていくことにしています。

①道路の整備。②区画整理事業の推進。③公害防止。④交通安全。⑤下水道の整備。⑥公園の整備と緑化の推進。⑦市営住宅の増設。⑧消防力の強化。⑨老人福祉対策。⑩児童身障者等の福祉対策。⑪農業の振興。⑫中小企業対策。⑬学校の増設。⑭幼稚園の新設と就園奨励。⑮社会教育施設



ここでも市税は使われてる (荷揚町幼稚園)

市税は納期内に納めましょう

市内24金融機関で取扱う

市税、国民健康保険税にはそれぞれ別表のとおり納付期限が定められています。この期限内に納めないといふ督促手数料や延滞金などの余分なお金を納めなければならなくなります。納付はお近くの市指定の収納(市収納代理金融機関)によります。

市税納期月一覧表

税の種類	納期
固定資産税	4月
市市民税	5月
軽自動車税	6月
国民健康保険税	7月
1期	8月
2期	9月
3期	10月
4期	11月
5期	12月
6期	1月
7期	2月

金融機関	住所
住友銀行大分支部	第一勧業銀行大分支部
協和銀行大分支部	福岡銀行大分支部
伊予銀行大分支部	親和銀行大分支部
肥後銀行大分支部	熊本銀行大分支部
旭川銀行大分支部	(信用金庫)
大分信用金庫本店、市内支店	府内信用金庫本店、市内支店
別府信用金庫大分支店、南大分支店	(信用組合)
大分県信用組合本店、市内支店	(金庫)
商工組合中央金庫大分支店	

市税を完納して明るい豊かな住みよい大分市を築きましょう。税金は必ず納期内に納入をします。

税金は納期内に納めなければならぬという事は知っているけれども、多くの納税者のなかにはつい忘れて、何らかの事情で遅れる方があります。このため納付する時点で督促手数料や延滞金等の余分な金を納めて損をしているのが現状です。また、税金をいつまでも納めていないとあなたの貴重な財産を差押えられたりします。このようなことにならないよう、すてにお配りしている「市税等の納税ごよみ」により市税を納期内に納められるようお願いします。

納期の心配がなくなる

納税貯蓄組合に加入を

20人集まれば新設もできます

納税貯蓄組合に加入しませんが、この組合に加入すると税金の納期には組合長が一括して納入しますので個人で納入する手間がはぶけ、納期を忘れることなく納期内に自動的に納税することが出来ます。

組合にはすぐ加入できます

納税貯蓄組合に加入しませんが、この組合に加入すると税金の納期には組合長が一括して納入しますので個人で納入する手間がはぶけ、納期を忘れることなく納期内に自動的に納税することが出来ます。

組合の新設もできます

納税貯蓄組合に加入しませんが、この組合に加入すると税金の納期には組合長が一括して納入しますので個人で納入する手間がはぶけ、納期を忘れることなく納期内に自動的に納税することが出来ます。

組合には補助金を交付

納税貯蓄組合に加入しませんが、この組合に加入すると税金の納期には組合長が一括して納入しますので個人で納入する手間がはぶけ、納期を忘れることなく納期内に自動的に納税することが出来ます。

組合の新設もできます

納税貯蓄組合に加入しませんが、この組合に加入すると税金の納期には組合長が一括して納入しますので個人で納入する手間がはぶけ、納期を忘れることなく納期内に自動的に納税することが出来ます。

お得な納期前納付

報奨金をその場で交付

固定資産税、市県民税の納税通知書が届きましたら、便利でお得な納期前納付制度を利用してください。この制度は一期分の税金を納めるときに二期以降の分も同時に納めた場合報奨金を交付していただく。この制度は一期分の税金を納めるときに二期以降の分も同時に納めた場合報奨金を交付していただく。

五月三十日以前に前納される方の報奨金額は市指定の収納金融機関が計算します。その差額を窓口で納めてください。前納をされる方は早目に納めた方が得です。別表の計算例でわかるように五月二十九日に納めた場合五百二十円の報奨金が交付されますが、一日遅れの五月三十日に納めると八十四円少ない四百四十円しか交付できません。

納税通知書が届いたら固定資産税は五月二十九日までに、市県民税は六月二十九日までに納めますと有利です。

報奨金の計算方法

前納報奨金の計算例

項目	金額
年税額	16,320円
第1期	4,320円
第2期	4,000円
第3期	4,000円
第4期	4,000円
5月29日までに全期分納めた場合の報奨金	4,000円 × $\frac{1}{100}$ × 13ヵ月 = 520円
5月30日までに全期分納めた場合の報奨金	4,000円 × $\frac{1}{100}$ × 11ヵ月 = 440円

納税は便利な口座振替で

あなたの預金口座から振替え納税

市税の納付には便利な納税組合組織による一括納入等のほか、金融機関または市収納代理金融機関、市納税課、支所税務係に申し込んでください。

この制度はあなたの指定した金融機関があなたに代わって納税のつど市税等を預金口座から振替えて納め、領収書をあなたに送付するというものです。

ただし、納税貯蓄組合員が新たに口座振替を希望されるときは納税組合長を通して申し込んでください。

申込手続は簡単です

税金は納期内納付を

滞納はありませんか

納め忘れの税金はありませんか。市では決算期をひかえ、納期内に納めていない大多数の納税者への公平を保つために滞納市税の早期解決を図るため、滞納者に対し強力に滞納整理を行なっています。

これは自主納税をうながすため督促状や催告状を送っても相談にみえないで、納税に誠意を示さない人、納税意欲にかけている人、やむを得ない事情で、どうしても納税できない方は納税課または支所税務係で相談してください。

市県民税改正のあらまし

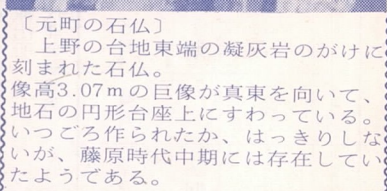
各種控除額を引き上げ

四十八年度市県民税の課税事務を現在行なっていますが、このほど地方税法の一部改正が行なわれたことにより市民税額が軽減されます。今回、改正された主なものは各種所得控除額引き上げ、税率の緩和、老人扶養控除の新設(障害者、未成年者、老年者等の非課税限度額引き上げ、退職所得控除額引き上げ等です。詳細は六月十五日号の市報でお知らせします。

昭和48年度市県民税主な諸控除一覧表

項目	47年度	48年度
障害者控除	普通1210万円 特別1210万円	普通1210万円 特別1210万円
老年者控除	10万円	10万円
寡婦控除	10万円	10万円
勤労学生控除	10万円	10万円
配偶者控除	14万円	14万円
基礎控除	15万円	16万円

文化財シリーズ ①



▽利息	年7・5%	保証付年
6・5%		
▽申込期日	随時	
〔中小工業設備近代化資金〕		
▽融資対象	市内で3年以上同一事業を行なっている中小工業者とその組合	
▽資金の使途	機械購入資金	
▽借入限度額	2百万円以内	
組合3百万円以内		
▽借入期間	5年以内	
▽利息	無利息	
▽申込期日	5月31日まで	

ようとするもの。
 ▼資金の使途 住宅資金
 ▼借入限度額 2百万円以内
 ▼借入期間 10年以内
 ▼利息 7%程度
 ▼申込期日 随時
 くわしいことは市商工課（☎361111）へお問い合わせください。

電話加入権の公売

日 時 5月3日

危険物取扱者の
試験を行なう

危険物取扱者試験と講習会を
行ないます。

(試験)

種類 甲種、乙種(全類)、丙種
日時 6月17日
受付期間 5月18日～25日まで
(講習会)

甲種、乙種) 5月20日9時梟
宇正市、乙種) 5月26日9時梟

南 穂田の各地区は9月から10月
に実施の予定です。日程がき
まりましたら市報でお知らせ
します。

婦人ガン検診を
行なう

婦人ガン検診を行います。
検診の申し込みをされた方はお
受けください。

受付時間は小佐井地区を除き
午前10時から午後1時まで、

対象者	今年中学、高校を卒 業して市内に就職した者
参加人員	60名
日時	6月3日 9時30分～
会場	大分市大字岡川 霊山
参加費	無料
持参品	ただし昼食代 50円
6月の	ズック

局（面）にしている家庭教育上の問題
くだり解決し、正しく健やかに育て
いくために行なうものです。

主催者 大分県教育委員会
実施期間 49年3月まで

対象 3歳児の長男、長女（
4月2日から46年4月1日
に生まれた子）をもつ親で
市内居住者

内容
ながき通信による相談、指導
巡回相談による面接、相談、

募集

日曜園芸教室
 6月3日 9時
 大分農協西階ホール
 大菊盆栽菊懸崖菊
 朝顔の作り方手入
 浦町の町章を
 集します
 時間
 (西大) 5月
 (買来) 5月
 (植田) 5月
 (滝尾) 5月
 (桃園) 5月25
 (住吉)

は各会場共午前10時から
分地区)
21日 八幡公民館
地区)
22日 賀来公民館
地区)
23日 植田支所
地区)
24日 滝尾農協
地区)
25日 桃園小学校
地区)

市では市内の中小企業者及び小企業の従業員を対象にしたような融資制度を設けているので、ご利用ください。

資金の使途	運転資金、店
貸資金	
借入限度額	百万円以内
借入期間	24ヵ月以内
利息	年7・75%以内
申込期日	毎月新規は10日
切替は15日まで	
中小企業経営(合理化資金)	

税務部は市民税課、資産税

市民税課は市県民税、軽自動車税のほか電気ガス税、市たばこ消費税、木材取引税などの非課税の仕事を、軽自動車減免の仕事や軽自動車課税の受付、所得額、課税、非課税等の証明の仕事をしています。

不燃物は毎月一回収集

市県民税の申告書を提出
ただき、これに基づいて
額を計算し、納税通知書
て各納税者に納めるべき
通知し、これを年四回に分
納税していただく方法で
別徴収とは給与所得者の
税を毎月の給与から天引き
納税していただく方法です
自動車（百二十五cc以下の

管理係は固定資産課税台帳、名寄帳、字図の閲覧や固定資産課税台帳登載事項に関する証明書、公課証明書の発行の仕事をこなしています。

また毎年課税の前に固定資産課税台帳に記載された価格などを所有者にお見せして、あらかじめ納めるべき税額を知っていただくために課税台帳の縦覧を

管理係では税の収納管理の仕事や資金借入、身元保証などに必要な納税証明書の発行、市税の更正による過誤納金の還付、市県民税および固定資産税を納期前に納めた人に交付する前納報奨金の仕事をこなしています。収税係は納期限内に税金を納付できなかった納税者に対して

従来の衛生部から保健衛生部
門が環境部に移ったため清掃第
一課、清掃第二課からなる清掃
部を新設しました。

私たちの毎日の生活とごみと
の関係は強く結びついています
。台所から出る野菜くずからテレ
ビ、古自転車までごみの種類は
多種多様です。

清掃第一課はこれら市内のご

不燃性のごみは毎月自治区ごと
に一括収集していますので、
収集日の前日に指定された場所
に持出し、きちんと整理してく
ださい。

不燃性のごみを処理するため
にごみ埋立場を植田地区の鬼崎

収集するだけでなく、
くみ取り料金は一般世帯では
入頭制で一人月七十四円、会社
事業所等は従量制で十八円につ
き三十七円となっています。
し尿浄化槽は常に正しい管理
と年一回以上の清掃によって本
来機能を發揮します。
この浄化槽の維持管理は市の
許可した業者に依頼してください

自治委員を通じて耕地林業課
 たは各支所へ申し出てくださ
 ①建
 ②構
 ③墓
 ④地
 成
 量
 およ
 量
 く

調査の種類）
 ① 物調査：家屋内に立入って
 ② を調査し平面図の作成、
 ③ 調査：墓石および配置図作
 ④ 区界調査：地区界杭の設置
 ⑤ 分筆測量調査。⑥ 現形測
 ⑦ 下志地区
 ⑧ 景新産業都市開発

1日	荷揚・住吉校区
2日	春日校区
4日	松岡・明治校区
5日	高田校区
6日	南大分校区
7日	東大分校区
8日	鶴崎校区
9日	大道校区

11日	中島校区(芦崎、浜町東)
12日	長 浜 校 区
13日	滝 尾 校 区
14日	三 佐 校 区
15日	中島校区のうち芦崎、浜

В

部 音

3歳児の検診を行ないま

象は満3歳から4歳までの者
該当者は母子手帳を持ってお
けください。

大分地区

日時	毎月第4火曜日	9時
会場	大分保健所	

なお鶴崎、大在、坂ノ市、大

靈山青年の家では新就職

▼主権 大分市霊山青年の家
と坂ノ市地区の佐野に設けてい
ます。
清掃第二課では市内のし尿を
くみ取り処理をする仕事やし尿
くみ取り業者の許可、指導など
を行っています。
し尿くみ取りの申込みは当課
または各支所の窓口で行なっ
てください。とくに新規に申込み

業の負担率軽減

農道新設改良事業等の受益者
 担率が4月から次のとおり軽
 されました。

補助事業の地元負担率	内 容
耕地災害復旧事業（施設） %（旧10%）	3
耕地災害復旧事業（農地） %（旧30%）	8

大 立

在坂ノ市の土地

入調査を行なう

在土地区画整理事業の計画作成するため次の区域内の立入り調査を行ないます。係市民のご協力をお願いします。

入区域)

字北、横田、浜、竹の下の字の全部、大字志村、角子所、城原、里、坂ノ市、

名	区	校
氏てす		

内	
区	
区	
区	
区	
区	
内	
区	
区	

	16日	植田支所管
	18日	八幡校
	19日	日岡校
	20日	金池校
	21日	別保校
	22日	城南校
	23日	大南支所管
	25日	桃園校

月日	校 区 名	月日	校 区 名
1日	荷 揚 ・ 住 吉 校 区	16日	殖 田 支 所 管 内
2日	春 日 校 区	18日	八 幡 校 区
4日	松 岡 ・ 明 治 校 区	19日	日 岡 校 区
5日	高 田 校 区	20日	金 池 校 区
6日	南 大 分 校 区	21日	別 保 校 区
7日	東 大 分 校 区	22日	城 南 校 区
8日	鶴 崎 校 区	23日	大 南 支 所 管 内
9日	大 道 校 区	25日	桃 園 校 区
11日	中島校区(芦崎、浜町東・北を除く)	26日	明 野 校 区
12日	長 浜 校 区	27日	大 在 支 所 管 内
13日	滝 尾 校 区	28日	川 添 校 区
14日	三 佐 校 区	29日	神 崎 校 区
15日	中島校区のうち芦崎、浜町東・北	30日	坂ノ市支所管内